

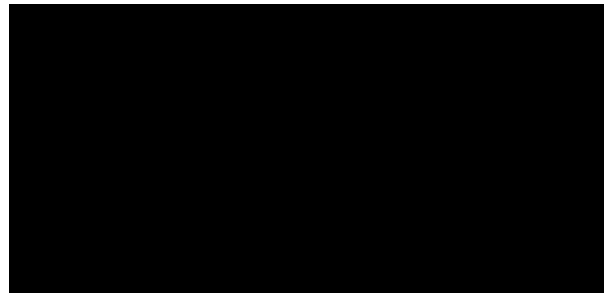
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人ドローン減災士協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事・木村玲欧

分類

法人番号

140005025632

団体コード

申請団体の住所

兵庫県佐用郡佐用町豊福278番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般社団法人Anchor	村上直子	構成団体
一般社団法人ドローン減災士協会	木村玲欧	幹事団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	ドローン×地域防災 官民連携プロジェクト		
	事業名(副)	～地域密着+受援型ドローン運用体制の確立と人材育成プロジェクト～		
	団体名	一般社団法人 ドローン減災士協会	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2	防災・減災支援			
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input checked="" type="radio"/>	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="checkbox"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="checkbox"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立するおそれが高い地域の住民（要配慮者）の情報をデータ化・共有し、優先して支援する対象と方法を明確にする。あわせて、地域との連携手順を整え、福祉と防災を結ぶ地域実装を進める。 ・官民協働の防災ドローン運用体制を構築し、要請から出動までの統一手順（SOP）を整える。政策ブリーフによる制度運用の改善とBCPとの連動を図り、地域の受援力と連携力を高める仕組みを実装する。

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_3.すべての人に健康と福祉を	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	近年、西日本エリアでは豪雨・地震等により通信途絶や道路寸断が生じ、救援の遅れから高齢者や障がい者など要配慮者の孤立が増えている。本事業は、行政・社協・実行団体が協働し、ドローンによる被害把握・安否確認・物資搬送と代替通信を体制化し、地域内の早期対応を実現する。命を守るための早期警告と危機管理能力の強化に貢献する。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	災害対応の遅れには、行政・民間・地域の間に情報や役割の断絶があることが大きな要因となっている。行政・社協・企業・実行団体が協働する運用体制を整え、SOPに基づく共通の動き方を確立する。また、防災訓練や勉強会を通じて相互理解を深め、政策提言や制度改善を共有することで、信頼と連携に基づく持続的な協働を実現し、「多様なパートナーシップの促進」に寄与する。

_11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	災害時の初動遅れや情報共有の混乱は、行政・社協・民間の間で連携手順が統一されていないことが一因となっている。本事業では、官民協働で災害対応の統一手順（SOP）を整備し、平時から訓練・協議を重ねることで、実効性のある地域防災計画を実装する。BCPとの連動、改善提言も行い、地域単位での防災・減災政策の実践を促進することで貢献する。
_13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	豪雨や台風など、気候変動の影響による災害が頻発する中、地域が自ら備え、被害を最小限にする仕組みづくりが求められている。ドローンを活用して被害状況の即時把握や孤立地域への支援を可能にし、訓練の機会を通して、地域の防災力と対応力を高める。地域のレジリエンス（しなやかな回復力）を強化し、「気候変動への適応と防災能力の向上」に貢献する。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。	近年、豪雨・地震・台風などによって交通や通信が途絶する地域が増え、支援活動の遅れが深刻化している。ドローン技術を活用し、衛星通信・非常用電源・長距離飛行機体を備えた代替通信・物資輸送体制を地域に整備する。災害時でも機能する強靭な防災インフラを構築し、地域住民の命と生活を支える仕組みとして、「持続可能で強靭なインフラ整備」に寄与する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	129/200字
一般社団法人ドローン減災士協会（DEO）は、ドローン技術を活用した防災・減災活動を行う人材「ドローン減災士」の育成および行政、関係機関と連携した防災訓練の実施や様々な教育活動等を通じ、ドローンの防災・減災活用を進め、安全安心な社会の実現を目的とした組織です。	
(2)団体の概要・活動・業務	203/200字
一般社団法人ドローン減災士協会（DEO）は、2021年4月1日に設立され、主に災害に関する知識とドローンの操作技術を兼ね備えた専門人材「ドローン減災士」の育成と資格認定を行っています。 その他の活動として、平時での防災訓練、教育機関への教育プログラム提供、地域防災計画への参画、研修事業・講演会の実施など、幅広い活動を展開しています。これらの取り組みにより、安全安心な社会の実現を目指しています。	

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期		(開始) 2026/2/1	(終了) 2029/3/31		対象地域	西日本エリア（近畿地方以西）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし

直接的対象グループ	民間ドローン事業者、災害支援団体、NPO	(人数)	<p>民間のドローン事業者：約250団体（推定約24,000人） 国土交通省「無人航空機操縦士資格取得者数」（2025年1月末時点）</p> <p>災害支援に取り組む団体：約120団体 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD） 熊本地震では約300団体、能登地震では約120団体が活動したという資料に基づきます。</p>
最終受益者	<p>最終受益者：地震や豪雨、土砂災害などの影響を受け、孤立リスクの高い地域の住民（特に要配慮者）</p> <p>中間受益者：行政・社会福祉協議会・消防本部・消防団・地域防災リーダー・自治会・地域企業・事業者・医療・福祉機関／教育機関等</p>	(人数)	<p>中間受益者：250団体以上</p> <p>最終受益者：山間部や離島の集落に暮らす要配慮者（高齢者・障がい者等を含む）は、150万人。対象地域（近畿地方以西）の要配慮者約1,000万人のうちおよそ15%程度）</p>
事業概要	<p>近年、豪雨や地震などによる大規模災害が頻発し、道路寸断や通信途絶によって救援が遅れるケースが各地で多発している。特に高齢者や障がい者など要配慮者の孤立が問題となる中、地域の防災力を高め、発災直後の初動を迅速化する仕組みが必要である。</p> <p>本事業では、ドローンの技術を単なる一企業・団体の能力にとどめず、「地域に根ざした災害対応体制」へと実装することを目的とする。行政・社協・民間が連携し、平時から災害対応を想定した運用体制を整備することで、要請から出動までの流れを標準化し、初動対応の遅れを防ぐ。</p> <p>主な取組は次の3点である。</p> <p>① 官民協働による防災訓練と協働体制の構築 県・市町村・社協等と連携し、発災時のドローン活用手順を実地訓練で検証。現場の要請フローや通信ルートを整理し、災害時の連携体制を構築する。</p> <p>② ドローン関連資機材の整備と地域実装 長時間飛行型や物資輸送型など、地域特性に応じた機材を整備し、平時からの点検・農薬散布・獣害対策・配送などに活用。地域企業・団体の防災参画を促し、民間資源の防災インフラとしての活用を進める。</p> <p>③ 災害対応ドローン人材の育成と地域実装 災害時の空白を埋める人材育成のため、地域防災とドローン技術をつなぐ「災害支援対応型専門家」育成の無料の実践研修を実施。法制度や通信・測量・救援運用への応用事例などを包括的に学び、地域の災害対応に参画できる人材を育てる。</p> <p>これらを通じ、地域ごとに自立した防災ドローン運用体制を確立し、他地域でも導入可能なモデルとして展開することで、全国的にも災害対応力の実効性向上を図る。</p>		

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	1060/1000字
<p>近年、梅雨前線や台風による広域豪雨が頻発し、令和2年7月豪雨では熊本・福岡・鹿児島など7県で84名の死者、16,000棟超の住宅被害を記録した。山間部では道路寸断により25地域が孤立し、避難が遅れた多くが高齢者や障がい者など要配慮者であった。南海トラフ地震の被害想定でも、通信・輸送の途絶により外部支援が困難となる地域が多数発生し、災害関連死の増加も懸念されている。地域防災力の底上げと、初動対応の平時からの準備体制構築が課題である。</p> <p>災害時の初動遅れの背景には、①行政や社協の人員不足、②道路・橋梁崩壊などのアクセス制限、③通信断絶による情報途絶、④現場把握や意思決定の遅延といった複合的要因がある。特に山間部や離島では、行政機能が麻痺した際に民間による情報収集・支援の代替手段が確立されていない。</p> <p>一方、ドローンは地上交通に依存せず、空からの被害把握や物資輸送を可能にする技術として注目されている。ドローン減災士協会（DEO）は設立以前から、2018年の神戸大学減災デザインセンターとの共同訓練を皮切りに、兵庫県・尼崎市などでの防災訓練、南海トラフ対策津波訓練、近畿府県合同訓練（有人機との同時飛行＝日本初）など、10件を超える官民合同訓練に参画してきた。さらに平成30年豪雨、台風21号被害、2022年および2024年の能登半島地震において、被災地測量や仮設住宅設置支援を実施するなど、実地での検証と改善を重ねてきた。</p> <p>しかし、こうした先進的な取組にもかかわらず、次のような課題が依然残る。</p> <ul style="list-style-type: none">・行政・社協との協定や通信ルートが未整備で、活動要請までに時間を要する・災害対応に必要な操縦・測量・通信スキルを持つ人材に限られ、訓練機会も乏しい・高性能ドローンや衛星通信機材の導入資金が不足しており、状況に対応できる機器等の整備が困難・民間事業者が防災・減災活動を持続させるためのビジネスモデルが確立されていない <p>DEOの実施した「災害時のドローン活用に関する意識調査」でも、約7割の事業者が「防災活動に参加したい」と回答する一方、6割が「行政との連携方法が分からない」と回答している。</p> <p>つまり、「防災力を高めたい地域」と「技術と意欲を持つ民間企業・人材」の間に橋渡しする仕組みがないことが、災害対応の空白を生む課題である。</p> <p>国や自治体が本課題に対応する人材・機材を十分に整備することは困難であり、民間の技術とネットワークを社会的インフラとして位置づけ、地域と連携して実装する仕組みづくりが求められている。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	222/200字
<p>ドローンの操縦資格を持った自治体職員の増加等で体制構築を進めている自治体もあるが、多くは実践経験に乏しく、自治体職員が災害時に効果的にドローンを活用することは難しいと考える。</p> <p>また、民間ドローン事業者等との防災協定も増加しているが、災害時にスムーズに運用できる体制が構築されているとは言えないのが現状である。</p> <p>災害時には多種多様なドローンに対するニーズが発生するが、それに耐えられる性能を持ったドローン機材を所持している自治体は少ないと考える。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	323/200字
<p>弊会ではこれまでに日本全国で約400名のドローン減災士を育成してきました。ドローン減災士は、被災地において空撮による被災状況の把握や、測量、物資の輸送、捜索支援等の災害対応に取り組み、</p> <p>能登半島地震などの被災地においても活動実績を重ねております。また、自治体との防災協定の締結や合同防災訓練の実施を通じて、連携体制を整えてきました。自治体のみならず、平時からの地域との</p> <p>連携・支援体制の構築にも尽力しています。</p> <p>ドローン減災士の育成だけでなく、自治体職員の研修や他のドローン事業者に対する防災・減災分野の講演会の実施、大学等の研究機関と連携した教育プログラムの作成等を実施し、ドローン×防災</p> <ul style="list-style-type: none">・減災の可能性を普及させる取り組みを実施しています。	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	424/200字
<p>災害時に効果的なドローン活用を行うためには訓練された人材、高性能ドローンや衛星通信機器の配備、関係機関との連携体制の構築が必須です。しかし、訓練方法が分からなかったり、訓練の機会がないなどの理由で人材確保が難しいこと、高性能な機材は高額になるため、災害時の活用の為だけに配備することはコストメリットが少ないこと、連携体制が構築できないことがほとんどです。弊会では、休眠預金を活用し、①災害支援対応型のドローン専門家育成、②ドローン関連資機材の整備と地域での実装、③官民連携による防災訓練と協働体制の構築を実施します。防災減災・災害支援に必要な人材や機材、スキル維持のための訓練ができる環境が整い、平時から災害時までドローン活用が可能となり、被災者への初動対応や支援活動が向上します。最終的には、「孤立させない」「支援が届かないまま危険が長引く」といった事態を防ぎ、地域で災害対応が可能な支援体制を築き、民間が社会課題の解決に貢献できるようになります。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>事業終了から3年後には、対象地域において、行政・社協・民間が連携し、発災時に要請から出動までの流れが標準化された「地域防災ドローン運用体制」が確立している。この体制のもと、道路崩壊や通信遮断が生じた場合でも、要配慮者を含む住民が孤立せず支援を受けられる環境が整備されている。</p> <p>また、本事業で育成する「災害支援対応型ドローン専門家」は、ドローン減災士とは別枠の新しい社会的専門人材として位置づけられ、本事業を通じて無償での実践研修・訓練を受講し地域の防災・減災活動に参画する担い手が育成される。</p> <p>これにより、防災力向上を担う人材ネットワークの裾野を広げ、地域社会の防災体制の持続性と自律性が高まる。</p> <p>さらに、成果を研修プログラムやマニュアルとして整理し、全国の地域で同様の体制整備が進むことで、災害対応の迅速化と命の保全に寄与する。。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
01：行政・社協・民間が協働する防災ドローン運用体制が構築され、要請から出動までの統一手順（SOP）が整う。要配慮者情報の共有と緊急時許可の改善提言により、初動の遅れが減るようになる。 ※SOP：誰もが同じ流れで動けるように定めた災害対応の手順		1) 防災ドローン運用体制図（役割・連絡先）を作ったか 2) 要請から出動までの統一手順（SOP）を作ったか 3) 孤立の恐れが高い住民リストを作り、対応策を共有したか 4) 初動訓練の振り返りで遅れの主因を1つ決め、次回までに対策1つを実行した状態		1) 体制図は未作成。 2) 現時点でなし 3) 要配慮者リストはあるが、孤立する地域の判別もなし。対応策もなし。 4) 訓練の振り返りは未実施。			1) 作成済み。役割・連絡先も明記されている。 2) 作成済み。 3) リストが更新され、共有されている。更新日と配布先を記録されている。 4) 訓練ごとに振り返りを実施。主因1つと対策1つの実行記録あり
02：官民協働の防災訓練が定期的開催され、災害対応の手順と役割分担が現場で共有されるようになる。		1) 防災訓練を年1回以上やったか 2) 訓練の気づきをSOPに反映できたか		1) 官民協働の防災訓練は実施していない。 2) SOPができていない。			1) 年1回以上の官民協働訓練を実施し、記録がある。 2) 訓練後にSOPを更新し、修正点と日付を記録されている。
03：道路寸断や電気、通信が止まっても、代替通信とドローンで被害状況を把握し、孤立した地域住民へ連絡・物資搬送ができるようになる。		1) 代替通信を実際につなぎ、その場でドローン物資搬送を1回達成したか 2) 住民から「つながった・届いた」の確認と改善点の記録が残ったか		1) 未実施 2) 記録なし			1) 1（代替通信接続→ドローン搬送を連続で1回達成） 2) 1（到達確認と改善点を記録。日付・配布先が明記されている。）
04：平時から行政・地域住民・実行団体が協議し、地域の困りごとに役立つドローン活用の仕組みが設計され、運用につながるようになる。		1) 地域協議（行政・住民・実行団体等）の開催数 2) 地域の困りごとに対するドローン活用の試行（実証実験）を1件以上おこなったか		1) 開催実績なし 2) ドローン活用の試行はない。			1) 年1回以上開催（名簿・議事録を保存） 2) 1（試行を1件以上実施。日付・場所・関係者・結果を記録）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
05：災害支援対応型ドローン人材が実践研修で育ち、法制度や災害支援を学び、発災時の出動を担い地域実装が進むようになる。		1) 実践研修の修了者から「発災時に動けるドローン人材」の人数 2) 行政と協働し、発災想定の出動テストを1回実施できたか 3) 行政や社協との協定・覚書を1件以上締結したか		1) 0名 2) 未実施 3) 協定・覚書はなし			1) 9名以上 2) 3（出動テストを1回実施、日時・参加者・結果を記録） 3) 3（協定または覚書を1件締結）
06：災害でのドローン活用事例が事例検討会で整理され、地域内外へ共有され、学びの横展開が進むようになる。		1) 事例検討会の開催数 2) ドローン活用事例の共有先数		1) 開催実績なし 2) 0			1) 年2回以上開催 2) 500件
07：地域の学び合いが定期化し、BCPと連携した資金・人の出口設計が整い、行政・NPO・地域住民・実行団体等で協働し、地域実装されるようになる。		1) 学び合いの場の開催回数 2) ドローン活用に関するアンケート回答内容 ・「地域の課題にドローン活用は役に立つと思う」肯定的な意見の割合 ・地域からの協力意向（場所提供・当日ボランティア・寄付など）の具体例を把握できた状態		1) 未開催 2) 未調査（アンケート未実施） 3) 未調査（アンケート未実施）			1) 4回以上開催（名簿・議事録を保存） 2) 肯定率70%以上 3) 協力意向の具体内容を10件以上把握
08：行政・関係機関・事業者と協議し、制度と運用の課題をまとめた政策ブリーフが作成・共有され、県・国等へ改善提言が提出される。		1) 政策ブリーフの共有先数 2) 県・国等へ提言を提出し、受領/面談の記録が残ったか		1) 共有先0先 2) 未提出			1) 10先以上へ共有（配布先名と日付を記録） 2) 1（提言1件提出、受領/面談の記録を保存）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
01-01：実行団体が、初動を早めるために、行政・社協・民間でつくる発災時ドローン活用の協働体制を立ち上げ、課題を整理し、共通で使える標準手順（SOP※共通の動き方）を作成する。	2026年9月～2029年2月	89/200字
01-02 実行団体が災害時に通信断や道路寸断が起きても困らない備えを平時に整えるため、孤立リスクの高い地区に住む住民（特に要配慮者）の「事前対応策」を行政・社協・地域住民等と作成する。	2026年9月～2028年12月	93/200字
01-03 実行団体がドローン運用の法制度と緊急時の許可手続の課題を整理し、行政と協議して政策提言をまとめる。	2026年10月～2028年12月	55/200字
02-04 実行団体が行政・社協・警察・消防・地域関係者と共に、ドローンを活用した防災訓練を企画・実施する。空撮・要配慮者対応・物資投下を一連の流れで実施する。	2026年9月～2029年2月	80/200字
03-05 実行団体が孤立しやすい地域への物資搬送ができるよう、ドローン搬送の実証訓練を行う。	2026年11月～2028年12月	47/200字
03-06 実行団体が停電・通信断時にも情報が途絶えないよう、衛星通信と非常用電源を備えた代替通信体制を整える。平時から非常時に備えた訓練を実施する。	2026年9月～2029年2月	75/200字

03-07 実行団体が、災害時にすぐ飛ばせる状態を保つため、機材を整備する。あわせて定期試験飛行で状態を点検する。	2026年9月～2029年2月	57/200字
04-08 実行団体が平時から地域の困りごとを聞き取り、災害時につなげるため、住民・行政・企業等と協議し、ドローン協働プロジェクトを企画し実施する。	2026年9月～2029年2月	74/200字
04-09 実行団体が平時の活動実績を、行政や地域関係者への提案にまとめる。	2026年9月～2029年2月 各年度末（想定時期：2027年3月、2028年3月、2029年1月）	38/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
05-10 資金分配団体が災害時に対応できるドローン人材を増やすため、実行団体向けの実践研修プログラム（人材育成）を無償提供する。	2026年10月～2028年12月	65/200字
05-11 学びを続ける場を作るため、ドローン活用のための勉強会コミュニティを立ち上げ、ドローン防災の効果と課題を調査・整理する。その成果を地域や行政に共有し、災害時のドローン活用への理解を広げる。	2026年11月～2029年1月	99/200字
06-12 資金分配団体が成功事例や失敗事例の学びを広げるため、ドローン災害時の事例集（能登地震、過去の被災地、実行団体の取り組み）・動画等を公開して成果を共有する。併せて6都市（候補先：東京・大阪・北海道・名古屋・福岡・徳島など）で活用事例・事業説明会を行う。	2026年10月～2029年2月	131/200字
06-13 資金分配団体が、実行団体の自走力を高めるため、月次の伴走支援と規程・ガバナンス整備を支援し、外部専門家と評価を行い、実行団体が継続的に改善できる体制を整える。	2026年9月～2029年2月 月1回 月次面談を実施。必要に応じて、追加の面談も行います。	85/200字
07-14 地域実装できるようにするため、実行団体と共に、行政・社協・企業のBCPを見直し、ドローンを活用した計画に組み込む支援を行う。	2026年9月～2029年2月	68/200字
08-15 実行団体と共に、現場での支障となる課題を明確にするために、航空法、民法等の運用課題を整理する。	2026年9月～2029年2月	53/200字
08-16 現場の声を制度に生かすため、実行団体・行政・関係機関の協議会を主催し、課題と根拠資料を整理した政策ブリーフを作成し、提出する。	2026年9月～2029年2月	69/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	事業内容の周知を行うため、Japan Droneなど全国規模の展示会への出展を積極的に行います。 地域メディアへのプレスリリース配信、これまでDEO研修の参加者・ドローン事業者のネットワークへの案内を行います。対象地域の行政と連携し、情報拡散を強化。WebサイトやSNSで公募・進捗・成果を発信し、定期的にオンライン情報共有会を開催。ドローン活用による防災・減災の認知を拡大するとともに、地域連携モデルとして防災意識の醸成を図ります。	217/200字
連携・対話戦略	実行団体の地域連携体制への参画を促すための事例紹介を随時行う。また、事業全体として平時から行政、社協、NPO、事業者が参画するオンライン情報共有会を定期開催。実行団体の活動報告や地域が抱える課題、防災訓練の内容、商用活用事例を共有する。また評価研修を通じて事業成果と課題を地域で共有し、3年間のノウハウを蓄積し、防災減災に取り組みたい、事業に関心ある事業者や自治体へ共有することで、地域を超えたネットワークづくりや連携強化を図ります。	217/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

<p>資金分配団体</p>	<p>本事業終了後、ドローン減災士協会（DEO）は県・市町行政や社協との協働体制に基づく平時からの防災訓練や災害対応ドローン研修の委託事業創出を促していくなど、地域単位での防災力向上を継続的に推進する。</p> <p>また、事業で育成された人材を活かし、ドローンを活用した道路・橋梁・農地・ため池等の点検、農薬散布、作物生育モニタリングなど、ドローン事業者に対して地域産業と防災を両立させた事業展開などの事例紹介を行う。これにより、地域に根ざしたドローン活用の社会的実装が進み、災害時のみならず平時にも役立つ「地域防災インフラ」として定着する道筋をつける。</p> <p>併せて事例の普及のための全国説明会を実施するなど各地域の成果や知見を収集・整理し、全国の自治体・社協・民間団体に向けて標準モデルとして普及させる。</p> <p>一般社団法人Anchorは、地域の間支援団体として発災時の基金設置・運営、県や市からの助成金を活用した地域支援、企業協賛による復旧支援などにより活動実施の基盤づくりを進めていく。</p> <p>これらの取組を通じ、10年スパンで持続的な地域ネットワークを構築し、全国の地域防災力と産業基盤の強化に貢献する。</p>	<p>489/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>本事業を実施することで、地域社会における平時～災害時までのドローン活用方法が明確になり、持続性を持った活動が続けられる。平時でのドローン活用が増えることで、収益性も向上し、人材確保や資機材確保が可能になる。確保した人材、資機材は更なる活躍が可能で、地域社会における各種課題の解決力が向上する。</p>	<p>146/400字</p>

VII.関連する主な実績

<p>(1)助成事業の実績と成果</p>	<p>166/800字</p>
<p>DEO：</p> <p>特に該当するものではありません</p> <p>Anchor：</p> <p>2025年8月の福岡県・熊本県での発災では基金設立経験のあるBRIDGE KUMAMOTOと災害支援に関する「BRIDGE KUMAMOTO基金（yahoo!ネット募金）」を共同で立ち上げ、緊急的に必要な資金提供を実施（50万円規模）した。募金は2026年2月まで実施する。</p>	

DEO：

2018年4月 神戸大学減災デザインセンターと「078KOBE」参加

2019年4月 神戸大学減災デザインセンターと「078KOBE」参加-スピーカーカードローンによる音声広報実施

2019年9月 兵庫県主催防災訓練—たつの市

2019年9月 兵庫県主催防災訓練—豊岡市

2020年1月 兵庫県主催防災訓練—ひょうご安全の日のつどい

2020年2月 兵庫県主催防災訓練—兵庫県警 夜間捜索訓練

2020年9月 兵庫県主催防災訓練—尼崎市・三田市母子小学校

2020年11月 兵庫県主催防災訓練—南あわじ市 南海トラフ対策津波防災訓練

2021年11月 尼崎市主催防災訓練—令和3年度尼崎市防災総合訓練

2021年12月 近畿府県合同防災訓練—有人機と無人機の航空調整をしながらの飛行(日本初)

2022年8月 尼崎市主催防災訓練—令和4年度尼崎市防災総合訓練

2022年11月 兵庫県主催防災訓練—令和4年度兵庫県・播磨広域合同防災訓練

2022年10月 ぼうさいこくたい2022inKOBE 参加

2024年10月 ぼうさいこくたい2024in熊本 参加

Anchor：

助成金

熊本市助成金

真如苑

伴走支援実績

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	
(2)実行団体のイメージ	<p>・想定する実行団体：民間ドローン事業者、災害支援団体、NPO等の非営利組織</p> <p>・想定する団体要件：</p> <p>①地域に根付き、ドローンを平時から行政委託など収益源を確保する努力をすることが可能で、発災時に機動力を持った対応が可能な団体</p> <p>②行政、社協、関係団体との協働体制を築けること（コーディネーターとの連携を含む）</p> <p>③災害対応型のドローン専門家を育成することが可能で、育成した人材の管理まで可能な団体</p> <p>④災害対応用ドローンやソフトウェアを配備し適切に運用できる団体</p>	227/200字
(3)1実行団体当り助成金額	<p>3,000万円を想定</p> <p>①地域との協働関係を構築するためのコーディネーター（団体）に係る費用</p> <p>②地域行政や社協との連絡調整に係る費用</p> <p>③地域防災のための訓練など実務的な活動に係る費用</p> <p>④ドローンを平時から商用ベースで活用することが可能で、発災時にも専門的な対応が可能な人材を育成する費用</p> <p>⑤災害対応用に必要な高性能ドローンやソフトウェアの配備に必要な費用</p> <p>⑥その他上記に関係する費用</p>	190/200字
(4)案件発掘の工夫	<p>一般社団法人ドローン減災士協会(DEO)は、全国規模でのネットワークを活かし、ドローン事業者をベースに、ドローン事業者を中心にヒアリングを行うことで、本事業に適した団体を発掘します。構成団体の一般社団法人Anchorは、災害支援団体とのつながりを活用して、情報発信や周知活動を行います。また申請検討中の団体向けに、休眠制度の仕組みや評価方法についての勉強会や個別面談を通じてサポートを提供します。</p>	238/200字

IX.事業実施体制

<p>(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等</p>	<p>・実施体制： 事業統括者PO 1名：中田耀介（DEO） 事業補佐PO 1名：[REDACTED]（Anchor） 事業担当者 1名：[REDACTED]（Anchor） 事業推進補佐 1名（Anchor）※新規採用予定 事務局責任者 1名：[REDACTED]（DEO） 事業統括：実行団体との契約、助成金支払、事業実施に係る伴走支援担当 事業補佐：精算及び報告書等に係る伴走支援担当</p> <p>・経理体制：経理担当 1名（Anchor）※新規採用予定 ・評価体制：外部専門家 [REDACTED]、+ 実務担当者 1名</p>				519/300字														
<p>(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>0</td> <td rowspan="2">[REDACTED]</td> <td rowspan="2">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>既存PO人数</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	2	新規採用人数 (予定も含む)	0	[REDACTED]	[REDACTED]	既存PO人数	2	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table>	名	名	<p>予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)</p>		
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載															
2	新規採用人数 (予定も含む)	0	[REDACTED]	[REDACTED]															
	既存PO人数	2																	
名	名																		
<p>(3)ガバナンス・コンプライアンス体制</p>	<p>一般社団法人ドローン減災士協会(DEO)：行政との連携協定締結の際にも規程類の確認を行っており、理事会等も適宜開催している。事業推進上の必要があれば、法務専門家のアドバイスを元に対応を予定している。</p> <p>一般社団法人Anchor：過去に休眠預金申請を行っており、その際に必要な規程類の整備は完了している。理事会、総会については規程に従って運営されている。また、理事は実行団体経験者、資金分配団体PO経験者であり、事業推進上のガバナンス・コンプライアンス体制整備の重要性を理解している。</p>				240/200字														
<p>(4)コンソーシアム利用有無</p>	あり																		

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/3/1 ~ 2029/3/31	
資金分配団体	事業名	ドローン×地域防災 官民連携プロジェクト
	団体名	一般社団法人ドローン減災士協会

	助成金
事業費	105,849,000
実行団体への助成	90,000,000
管理的経費	15,849,000
プログラムオフィサー関連経費	24,506,000
評価関連経費	9,791,000
資金分配団体用	5,291,000
実行団体用	4,500,000
合計	140,146,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	477,000	50,124,000	27,624,000	27,624,000	105,849,000
実行団体への助成		45,000,000	22,500,000	22,500,000	90,000,000
-					
管理的経費	477,000	5,124,000	5,124,000	5,124,000	15,849,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	658,000	7,976,000	7,906,000	7,966,000	24,506,000
プログラム・オフィサー人件費等	415,000	4,980,000	4,980,000	4,980,000	15,355,000
その他経費	243,000	2,996,000	2,926,000	2,986,000	9,151,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	143,000	3,216,000	3,216,000	3,216,000	9,791,000
資金分配団体用	143,000	1,716,000	1,716,000	1,716,000	5,291,000
実行団体用		1,500,000	1,500,000	1,500,000	4,500,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	1,278,000	61,316,000	38,746,000	38,806,000	140,146,000

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人ドローン減災士協会		
郵便番号	679-5316		
都道府県	兵庫県		
市区町村	佐用郡佐用町豊福		
番地等	278番地		
電話番号	0790-84-8810		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://deo-dronegensai.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2021/04/06		
法人格取得年月日	2021/04/06		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	キムラ レオ
	氏名	木村 玲欧
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	
無給 [人]	3
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	
無給 [人]	4
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	48
団体会員 [団体数]	48
団体正会員 [団体数]	
団体其他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	350
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	350
個人其他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人Anchor		
郵便番号	862-0956		
都道府県	熊本県		
市区町村	熊本市中央区水前寺公園		
番地等	7-43-407		
電話番号	090-1349-3259		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://anchor-kyushu.studio.site	
	その他のWEBサイト(SNS等)	https://www.facebook.com/profile.php?id=61563591511204	
設立年月日	2023/9/18		
法人格取得年月日	2024/3/21		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ムラカミナオコ
	氏名	村上 直子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	トヤマ シンイチロウ
	氏名	外山 伸一郎
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0		
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	0	
	無給 [人]	0	
	非常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	0
		無給 [人]	0
	事務局体制の備考		

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	2025年8月の九州大雨による被害において(一社)BRIDGE KUMAMOTOとYahoo!ネット募金にて共同基金を設立し、寄付を被災地域で活動する支援団体へ支援金として助成する事業を実施中。(https://donation.yahoo.co.jp/detail/5307002) 2025年9月に10万円を5団体に助成実施。2026年2月までの間、寄付を募り、継続して活動団体への支援金として助成する。

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	ドローン×地域防災 官民連携プロジェクト
団体名:	一般社団法人ドローン減災士協会
過去の採択状況	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)
------	---	--

規程類に含まれる必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	定款	公募申請時に提出	定款	第3章第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章第14条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章第14条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章第12条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章第17条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章第20条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款	公募申請時に提出	定款	第5章第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章第32条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第5章第36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章第39条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			内定後1週間以内に提出	
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第4章第24条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章第25条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合のみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第4章第28条
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出	定款	第4章

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	ドローン×地域防災 官民連携プロジェクト
団体名:	一般社団法人Anchor
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第12条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会規程	第2条4
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第2条5
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会規程	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規程	第3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規程	第4条、第5条、第6条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規程	第15条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会規程	第9条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会規程	第13条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第9条、第10条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	別表
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第23条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条
(2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第8条第9条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第12条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条第1項第2項
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条第3項
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条、別紙
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与・賞与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与・賞与規程	第5条、第6条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第8条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	情報公開規程	第6条、別表
(3) 保存期間		公募申請時に提出	情報公開規程	第6条、別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第11条、第12条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第20条第21条第22条